

喀痰吸引等研修(第1・2号研修) 募集要項

1 目的

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム、障害者（児）施設などの施設および居宅において、必要なケアをより安全に提供するため社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第4条に基づく研修（第1・2号研修）を実施し、適切に喀痰吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。

2 主催

医療法人社団 慶勝会（千葉県館山市浜田 110-1）

ただし、実地研修については、本研修を受講する介護職員の勤務先等で実施する場合があります。

3 受講対象者

次の(1)～(3)の要件を満たす方が受講対象となります。

- (1) 現に多数の利用者に対して喀痰吸引等を行う必要がある介護施設・事業所に所属する介護職員であること

※業務で喀痰吸引等を実施するためには、研修修了後に「認定特定行為業務従事者認定証」の交付を受ける必要があります。また、所属する事業所での、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」登録が必要となります。

- (2) 研修の全過程を確実に受講できること（研修の一部免除を受けられる方は **5 研修免除科目参照**）

- (3) 次の要件を満たす実地研修機関において実地研修を行う事ができること

※基本的には、所属施設で実施することが望ましいが、できない場合は、介護老人保健施設なのはな館みさきで実施できます。ただし気管カニューレ内の吸引、経鼻経管栄養、胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養（半固形）は、対象者がいない為所属施設での実施となります。

- ① 実地研修の講師要件を満たし指導することが出来る医師・看護師との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること
- ② 書面による医師の指示を受け実施ができること
- ③ 利用者本人、本人の同意を得る事が困難な場合には、その家族等に対し研修の趣旨を説明したうえで、実地研修への協力について紙面による同意承認をうけること
- ④ 事故発生時の対応（関係者への報告、実地研修協力者家族などへの連絡など適切かつ必要な緊急措置及び事故対応などに係る記録及び保存等を含む）について体制を整備することができること
- ⑤ 出席状況など研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること

【実地研修実施の際に提出いただく書類】

※提出書類書式は郵送またはメールでお送りいたします。

実地 研修 開始 前	実地研修実施承諾書	原本
	賠償責任保険加入証	コピー
	研修講師履歴書（資格免許証・指導者講習修了書コピー添付）	原本
	実地研修講師就任承諾書	原本
	喀痰吸引等実地研修計画書	コピー
	医師の指示書	コピー
	喀痰吸引等実地研修の実施に係る同意書	コピー
研修 終了 後	実施状況報告書（医師からの指示に対する報告書）	コピー
	実地研修評価票	コピー
	アクシデントレポート（該当があった場合）	コピー

【実地研修指導担当の方へ】

実地研修開始前に、評価基準・評価方法について、当法人研修担当者よりご説明の機会を頂けるようお願いいたします。

【実地研修指導者の役割について】

- ・ 指示書の内容を確認し、実地研修の指導者が主体となって、喀痰吸引等行為の対象者ごとに「喀痰吸引等実地研修計画書」を作成してください。
- ・ 受講者は実地研修指導者と日程を調整し、指導者の指示の下、安全管理に十分配慮しつつ対象者に対して実地研修を実施してください。
- ・ 指導者は、対象者の体調に異変を感じた場合などは、研修を無理に続行せず、医師に報告するなどの対応をとるようにしてください。
- ・ 指導者は、受講者の実施状況を観察し、評価票を記入するとともに、注意点等を受講者に適宜指導してください。
- ・ “指示” に対する “報告” として、指示書の交付を受けた者は、その指示書を交付した医療機関（医師）に対して実施状況報告書を提出してください。
- ・ 指導者は評価票の記載内容が実地研修の修了条件を満たしていることを確認のうえ、その評価票を当法人研修担当者に送付し、実地研修完了の報告を行ってください。

【指導者要件】

次の(1)(2)両方を満たす必要があります。

- (1) 資格取得後5年以上の実務経験を有する医師、保健師、助産師及び看護師
- (2) 以下のいずれかの研修、もしくは、同程度の指導者向け研修を修了

〈不特定多数の者を対象とした介護職員向けの喀痰吸引等研修の講師〉

- ・平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等の試行事業(不特定多数の者対象)」における指導者講習(平成22年度老人保健健康増進等事業「介護職員によるたんの吸引等の試行事業の研修のあり方に関する調査研究事業」)を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

- ・平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)の開催について」(平成23年8月24日老発0824第1号老健局長通知)による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

- ・平成24年度喀痰吸引等指導者講習(第一号、第二号研修指導者分)の開催について」(平成24年5月18日社援基発0518第1号社会・援護局福祉基盤課長通知)による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師及び上記指導者講習と同等の内容の講習として都道府県において実施された講習等を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師

- ・「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」(平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知)に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師

- ・千葉県が行っている指導者向け研修

4 カリキュラム

基本研修（講義）

大項目	中項目	時間数	時間数
人間と社会	個人の尊厳と自立	0.5	1.5時間
	医療の倫理	0.5	
	利用者や家族の気持ちの理解	0.5	
保健医療制度とチーム医療	保健医療に関する制度	1.0	2.0時間
	医行為に関する法律	0.5	
	チーム医療と介護職との連携	0.5	
安全な療養生活	喀痰吸引や経管栄養の安全な実施	2.0	4.0時間
	救急蘇生法	2.0	
清潔保持と感染予防	感染予防	0.5	2.5時間
	職員の感染予防	0.5	
	療養環境の清潔、消毒法	0.5	
	滅菌と消毒	1.0	
健康状態の把握	身体・維持の健康	1.0	3.0時間
	健康状態を知る項目（バイタルサインなど）	1.5	
	急変状態について	0.5	
高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」概論	呼吸の仕組みとはたらき	1.5	11.0時間
	いつもと違う呼吸状態	1.0	
	喀痰吸引とは	1.0	
	人工呼吸器と吸引	2.0	
	子どもの吸引について	1.0	
	吸引を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5	
	呼吸器系の感染と予防（吸引と関連して）	1.0	
	喀痰吸引により生じる危険、事後の安全確認	1.0	
	急変、事故発生時の対応と事前対策	2.0	
高齢者及び障害児・者の「喀痰吸引」実施手順解説	喀痰吸引で用いる器具・器材とその仕組み、清潔の保持	1.0	8.0時間
	吸引の技術留意点	5.0	
	喀痰吸引に伴うケア	1.0	
	報告及び記録	1.0	
高齢者及び障害児・者の「経管栄養」概論	消化器系の仕組みとはたらき	1.5	10.0時間
	消化・吸収とよくある消化器の症状	1.0	
	経管栄養法とは	1.0	
	注入する内容に関する知識	1.0	
	経管栄養実施上の留意点	1.0	
	子どもの経管栄養について	1.0	
	経管栄養に関係する感染と予防	1.0	
	経管栄養を受ける利用者や家族の気持ちと対応、説明と同意	0.5	
	経管栄養により生じる危険、注入後の安全確認	1.0	
急変、事故発生時の対応と事前対策	1.0		
高齢者及び障害児・者の「経管栄養」実施手順解説	経管栄養で用いる器具・器材とその仕組み、清潔の保持	1.0	8.0時間
	経管栄養の技術留意点	5.0	
	経管栄養に必要なケア	1.0	
	報告及び記録	1.0	
合計			50.0時間

基本研修（演習）・実地研修

科 目	演習回数	実地研修回数
口腔内の喀痰吸引	5回以上	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5回以上	20回以上
気管カニューレ内の喀痰吸引	5回以上	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）	5回以上	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（半固形）	5回以上	20回以上
経鼻経管栄養	5回以上	20回以上
救急蘇生法	1回以上	

- ・実地研修は、第一号は5行為、第二号は4行為までの任意の行為
- ・ただし胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下）・（半固形）を同時に研修する場合、演習回数は併せて5回以上、実地研修回数は併せて20回以上

5 研修免除科目

研修の免除を受けられる方は、免除対象となる研修の修了書又は、受講証明書のコピーをご提出下さい。

※基本研修免除対象の方でも、演習なしに実地研修を行う事は、リスクが伴います。当研修では基本研修免除者事前講義及び演習を行います。

研修別免除科目・行為	科目・行為	時間・回数	修了している研修(○は受講必要)			
			実務者研修(*1)	特養14時間研修(*2)	喀痰吸引等基本研修(*3)	
基本研修 (一号二号共通)	講義	人間と社会	1.5時間	免除	免除	免除
		保健医療制度とチーム医療	2.0時間			
		安全な療養生活	4.0時間			
		清潔保持と感染予防	2.5時間			
		健康状態の把握	3.0時間			
		高齢者及び障害児・者の「たんの吸引」概論	11.0時間			
		高齢者及び障がい児・者の「たんの吸引」実施手順解説	8.0時間			
		高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」概論	10.0時間			
		高齢者及び障がい児・者の「経管栄養」実施手順解説	8.0時間			
	演習	口腔内の喀痰吸引	5回以上	免除	免除	免除
		鼻腔内の喀痰吸引	5回以上		○	
		気管カニューレ内の喀痰吸引	5回以上			
		胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	5回以上			
		経鼻経管栄養	5回以上			
救急蘇生法	1回以上					
実地研修 (一号はすべての行為二号は4行為以下)	口腔内の喀痰吸引	10回以上	○	免除	○	
	鼻腔内の喀痰吸引	20回以上		○		
	気管カニューレ内の喀痰吸引	20回以上				
	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上				
	経鼻経管栄養	20回以上				

*1実務者研修は医療的ケア(50時間)の科目を受講した方

*2特養14時間研修は特別養護老人ホームにおける14時間研修を修了し、経過措置として一定の条件のもとに喀痰吸引を行っていた方

*3過去に喀痰吸引等研修の基本研修(講義・演習)のみを修了した方

6 研修日程

令和7年5月19日(月)～8月29日(金)

基本研修 講義・筆記試験 5月19日～21日、5月26日～28日・6月5日

基本研修 演習 6月3日

基本研修免除者事前講義及び演習 6月4日

実地研修 実地研修場所スケジュールによる (日程は後日お知らせします)

7 研修場所

- ・医療法人社団 慶勝会 管理部研修室(千葉県館山市沼 1619 番地 1, 1 階)
- ・医療法人社団 慶勝会
介護保険施設なのはな館みさき(千葉県館山市浜田 110-1)
- ・医療法人社団 慶勝会 サテライト型小規模介護老人保健施設
なのはな館なぎさ(千葉県館山市北条 2832)
- ・受講者の所属施設(実地研修機関の基準を満たす施設)

8 募集定員

10名（2名以下の場合は中止）

9 申し込み方法・申し込み書類

当該研修の申込は、次のいずれかの方法で行うこととする。

- (1)当法人のホームページから喀痰吸引等研修申込フォームに沿って申込を行う。
- (2)募集要項に基づき所定の申込書類を期限までに当法人へ提出する。

- ・受講申込書・・・ホームページよりダウンロードいただけます
- ・顔写真付き証明書コピー・・・運転免許証・マイナンバーカードなど
- ・資格保有者の方は資格証のコピー
- ・研修の免除を受けられる方は、免除対象となる研修の修了書または受講証明書のコピー

10 申し込み受付期間

令和7年4月1日（火）～4月24日（木） 定員に達し次第締め切らせていただきます。

11 受講料

研修区分	内容	料金（消費税込）	備考
基本研修	講義 50時間（一部オンラインで実施） ・筆記試験	81,500円	事務手数料、テキスト代、及び消耗品代含む （オンライン研修に必要な通信環境準備費用、通信費用は受講生負担）
	演習 救急蘇生法 喀痰吸引（口腔・鼻腔） 経管栄養（胃ろうまたは腸ろう） 気管カニューレ内吸引 経鼻経管栄養		
実地研修	委託施設（なのはな館みさき・なぎさ） で実地研修の場合	11,000円	1行為につき
	所属施設で実地研修の場合		医師指示書の発行料金は受講生負担
その他	事務手数料	5,000円	基本研修を受講されない場合
	基本研修免除者事前講義及び演習	7,000円	1回
	上記以外の補講	2,500円	研修の合格要件を満たさない場合等 1時間につき
	筆記試験追試の場合	5,000円	追試の場合（試験日にやむをえない理由で受験できなかった場合等）

12 受講に際しての注意事項

- ・オンライン研修に必要な通信環境準備費用、通信費用は受講者の負担となります。
- ・研修会場への交通費、食費等は受講者の負担となります。

13 修了証明書の交付

研修の全課程を修了した受講生に対し、修了証明書を交付します。

14 キャンセルについて

受講決定通知後のキャンセルについては受け付けません。

研修期間中のキャンセルについても同様とし、受講料の払い戻しは致しませんのでご了承ください。

15 個人情報の取り扱い

申し込みをされた方の個人情報は、この研修の目的以外では使用いたしません。

16 申し込み・問い合わせ先

医療法人社団慶勝会 研修事務局

(千葉県館山市浜田 110-1) TEL : 0470-29-2700